

## 国内経済要録

### △米ドル建輸入ユーナンス金利および英ポンド建輸入ユーナンス金利の引上げ

本邦甲種外國為替公認銀行では、米国における一流銀行引受手形(BA)レートが7月14日から引き上げられ(90日物5%から5.4%へ)、また同日英國の公定歩合が引き上げられた(6%から7%へ)のに伴い、米ドル建輸入ユーナンス金利および英ポンド建輸入ユーナンス金利等をそれぞれ次のとおり改訂、7月27日から実施した。

#### (1) 米ドル建輸入ユーナンス金利

一律年1.6%引き上げられ、新料率は次表のとおりとなった。

(3か月物)	%つき	%なし
一般料率	年8.0%以上	年8.25%以上
中間々	〃7.875 〃	〃8.0 〃
優遇々	〃7.75 〃	〃7.875 〃

4か月物は3か月物の各1/8%高とする。

(注) 「優遇料率」適用先のうち特に優良な企業については、為替銀行の自動的判断に基づき、さらに0.125%以内の引下げを行なうことができる。

#### (2) 英ポンド建輸入ユーナンス金利

一般料率を年0.5~1.125%引き上げたほか、新たに一般料率から年0.25%引きの優遇料率を設定、その結果新料率は次のとおりとなった。

#### イ、英ポンド自行ユーナンス

	%つき	%なし
一般料率	年9.25%以上	年9.5%以上
優遇々	〃9.0 〃	〃9.25 〃

#### ロ、英ポンドリファイナンス

一般料率	年9.25%以上
優遇々	〃9.0 %

#### ハ、英ポンド期限付輸入手形

一般料率	ローカル・チャージを除き 年1.95%以上
優遇々	〃 〃1.7 〃

### △損害保険協会、長期貸付金利の引下げを決定

損害保険協会では最近の長期資金の需要停滞にかんがみ、7月21日の理事会で長期貸付に關し新たに日歩2銭5厘(年利9.125%)の最優遇金利を設け(従来の優良貸付金利は日歩2銭6厘)、昭和41年7月25日以降の新規貸付分より各社それぞれ自主的に適用することを決定した。

なお、従来の損保の長期貸付金利は、事実上一般貸付(日歩2銭7厘)と優良貸付(同2銭6厘)との2本建であった。

### △農業信用保険協会の設立と業務開始

このたび「農業信用基金協会法の一部を改正する法律」(41.5.12 法律第71号)に基づき、新たに農業信用保険協会が設置されることとなつたが、同協会は7月19日に設立総会を開催し、8月1日から業務を開始することに決定した。

同協会は、農業近代化融資について中小企業信用保険公庫類似の機能を果たすことを目途として設立されたもので、基金は4,623百万円(保険準備資金623百万円、貸付資金4,000百万円)、うち政府出資4,400百万円となつてゐる。その主要業務は次のとおり。

(1) 都道府県農業信用基金協会の行なう債務保証(農業近代化資金にかぎる)および農林中央金庫の農業近代化資金貸付について保険業務を営むこと(保険金額は保険価格の70%、保険料率年0.255%)。

(2) 都道府県農業信用基金協会に対し、次の条件で資金を貸付けること。

	長期資金	短期資金
利率	年3%以内	年2%
償還期限	2年以内	6か月以内
貸付限度	4億円以下	500万円以下

なお、農業信用基金協会は、昭和36年の農業信用基金協会法に基づき各都道府県ごとに設置され、主として農業從業者、農協、同連合会等の農業者ならびに地方公共団体の出資金に基づいて、会員の債務保証を行なう特殊法人である。本協会の保証は、農業近代化資金および一般資金の借入れについて行なわれる。